

一般財団法人群馬陸上競技協会細則

第1章 組織・役員

(組織・役員)

- 第1条 本会には、業務の遂行上、次の役員をおく。男女比率は各50%となるようにする。
- 1) 評議員会を設置する。評議員は4名とする。
 - 2) 理事会を設置する。理事会の構成は、会長1名、副会長3名、専務理事1名、常務理事(副理事長)1名、理事6名をおく。
 - 3) 理事の職名は次のとおりとする。
会長・代表理事、副会長、専務理事、常務理事(副理事長)、理事
 - 4) 評議員候補、理事候補は選挙で選出する。選挙の方法は別に定める。
 - 5) 評議員の中から、評議員の互選により、評議員議長を決める。
 - 6) 理事で、会長以下の職は、選挙の結果を参考にして理事会で決める。
 - 7) 評議員、理事は原則無休をするが、会議への出席については、財政状況の許す限り、手当を支給する。
 - 8) オブザーバーとして、各大学を代表する者1名、高体連1名、中体連1名、マスターズ1名は、必要があれば理事会に出席することができるが、議決権、発言権を持たない。

(監事)

第2条 監事を置く。監事は役員に含まない。

(事務局員)

第3条 会長は必要に応じて事務局員をおくことができる。

- 2 事務局員は若干名とする。(事務局長を含む。)
- 3 事務局員は、財政状況の許す限り有給とする。

(役員 of 職務)

第4条 会長以下理事は、本協会の業務を総理し、本協会の運営を円滑に行えるようにする。

(監事 of 職務)

第5条 監事は、本会の業務執行の状況を監査する。

- 2 ただし、個々の事業ごとの監査を行う場合は、事務局長又は財務委員長があたる。

(事務局員 of 職務)

第6条 事務局員は、本会の事務を処理する。

(役員 of 任期)

第7条 本会の役員 of 任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員 of 任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第2章 専門委員会

(専門委員会)

第8条 本協会の業務遂行のために次の専門委員会を設置する。各委員会の運営に関する規則は別に定める。

- 1) 総務委員会
 - 2) 財務委員会
 - 3) 競技運営委員会
 - 4) 強化委員会
 - 5) 女性委員会
 - 6) 医事委員会
- 2 会長は、本協会の業務遂行のために必要に応じて、理事会の承認を得て、委員会を設置することができる。

第3章 顧問・参与

(顧問・参与)

第9条 本協会へ貢献した者を、顧問若、参与としておくことができる。

- 2 顧問は、本人の承諾を得て、副会長、理事長等の経験者があたる。
- 3 参与は、本人の承諾を得て、本会に功労のあった者があたる。

第4章 加盟団体

(加盟)

第10条 本協会の加盟団体は、本協会の趣旨に賛同し登録した団体とする。

- 2 群馬県中学校体育連盟、群馬県高等学校体育連盟陸上競技専門部はそれぞれ一括加盟とする。

(除名)

第11条 理事会は、本協会の加盟団体として不相当と認められた団体については、出席者の3分の2以上の同意を経て、これを除名することができる。

第5章 会費等

(会費等)

第12条 群馬陸協の各会費については以下のとおりとする。

- 1) 第10条第1項に定める団体に登録するもので、一般会員は、1名につき1年間5,000円とする。19歳以下は、1名につき1年間3,000円とする。ただし、小学生は無料とする。日本陸連登録費は日本陸連のシステムにより別に支払う。
- 2) 20歳以上の個人登録会員は、1名につき1年間10,000円(事務手数料を含む)とする。19歳以下は1名につき、1年間5,000円とする。会費は日本陸連のシステムより支払う。
- 3) 新規審判員の登録料は、審判員グッズを含めて、新規登録時のみ4,000円とする。学生については、2,000円とする。登録料は現金で支払う。
- 4) 高体連・中体連の会費については個々に協議して定める。
- 5) 協力大会の主管については、主管料を請求するものとする。
 - ア) 国際規模の大会については、主催者と協議して決める。
 - イ) 全国規模の大会については、大会開催日数及び準備日数に60万円を乗じた金額を請求する。
 - ウ) 地域規模の大会については、大会開催日数及び準備日数に30万円を乗じた金額を請求する。
 - エ) 県内規模の大会については、大会開催日数及び準備日数に10万円を乗じた金額を請求する。
 - オ) その他特別なことは、主催者と専務理事が相談して決める。

第6章 細則の変更

(細則の変更)

第13条 本規則は、理事会において出席者の3分の2以上の議決を経なければ変更できない。

第7章 スポーツ仲裁

第14条 群馬陸上競技協会の行う決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

第8章 その他

第15条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。